震生湖公園内自動販売機設置場所の貸付契約書（案）

貸付人　秦野市と（以下「発注者」という。）と借受人〇〇〇〇（以下「受注者」という。）は、自動販売機設置場所の貸付けについて、次のとおり契約を締結する。

（貸付物件）

第１条　貸付物件は、次のとおりとする。

所在	秦野市今泉１８１４
設置場所	震生湖公園公衆トイレ前（屋外）
設置機種	災害救援ベンダー
設置台数	１台
貸付区分	土地
貸付面積	１．２㎡

（用途等）

第２条　受注者は、前条の貸付物件を、自動販売機を設置する用途に自ら使用しなければならない。

２　受注者は、自動販売機の設置に当たり「仕様書」の内容を遵守しなければならない。

（貸付期間）

第３条　貸付期間は、令和４年４月２５日から令和７年４月２４日までの３年間とし、更新しないものとする。

（貸付料及び支払方法）

第４条　貸付料は、税込売上金額に貸付料率〇〇．〇〇パーセントを乗じて得た金額（１円未満切捨て）に別途消費税及び地方消費税相当額を加算した額とし、受注者は、発注者が四半期ごとに発行する納入通知書により、指定する期日までに支払うものとする。

（電気料の支払方法）

第５条　受注者は、本契約に基づき設置した自動販売機に電気の使用料を計測する子メーターを受注者の負担により設置するものとする。

２　発注者が算定した電気料について、発注者が発行する納入通知書により、指定する期日までに電気料を支払うものとする。

（延滞金）

第６条　受注者は、前２条の指定期日までに貸付料及び電気料を納入しなかったときは、その翌月から納入の日までの日数に応じて、貸付料に年８．８パーセントの割合を乗じて得た金額に相当する延滞金を支払わなければならない。

（売上報告書の提出等）

第７条　受注者は、本件貸付に係る自動販売機の売上状況を４月から３か月毎に取りまとめ、四半期最終月の翌月の１５日までに売上報告書を発注者に提出しなければならない。

２　発注者は、受注者から売上報告書の提出を受けたときは、売上報告に係る貸付料を取りまとめ、その月の月末までに調定を行い、速やかに受注者に納入通知書を送付するものとする。

（契約保証金）

第８条　契約保証金は、免除する。

（瑕疵担保）

第９条　受注者は、本契約締結後、民法以外の法律に特別の定めがあるものを除くほか、貸付物件に数量の不足その他の隠れた瑕疵を発見しても、貸付料の減免及び損害賠償等の請求をすることができない。

（維持保全義務）

第１０条　受注者は、貸付物件を善良な管理者の注意を持って維持保全に努めなければならない。

２　受注者は、貸付物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちにその状況を報告しなければならない。

（第三者への損害の賠償請求）

第１１条　受注者は、貸付物件を指定用途に使用したことにより第三者に損害を与えたときは、発注者の責めに帰すべき事由によるものを除き、その賠償の責めを負うものとする。

２　発注者が受注者に代わって前項の賠償の責めを果たした場合には、発注者は、受注者に対して求償することができるものとする。

（設置等）

第１２条　発注者は、販売機、販売機で販売する商品若しくは売上金若しくはつり銭の盗難、販売機の毀損その他の販売機の維持、補修等についてその責を負わない。

２　販売機の設置、維持、補修、撤去その他の行為をするために要する経費は、受注者の負担とする。

（権利譲渡等の禁止）

第１３条　受注者は、発注者の承認を得ないで貸付物件を第三者に転貸し、もしくはこの契約によって生じる権利等を譲渡し、又はその権利等を担保にすることができない。

（契約の解除）

第１４条　発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1)　受注者がこの契約に定める義務を履行しないとき。

(2)　発注者又は国、地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするとき。

(3)　受注者が手形、小切手が不渡りになったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。

(4)　受注者が差押、仮差押、仮処分、競売、保全処分、滞納処分等の強制執行の申立てをしたとき。

(5)　受注者が破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、若しくは申立てをしたとき。

(6)　受注者が発注者の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。

(7)　受注者の信用が著しく失墜したと発注者が認めたとき。

(8)　受注者が主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。

(9)　受注者が、資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うことにより、受注者が契約を継続し難い事態になったと発注者が認めたとき。

(10)　貸付物件及び貸付物件が所在する庁舎等の行政財産としての用途又は目的を受注者が妨げると認めたとき。

(11)　前各号に準じる理由により、発注者が契約を継続することができないと認めるとき。

（原状回復）

第１５条　受注者は、第３条に規定する貸付期間を満了したとき、又は前条の規定により契約が解除されたときは、発注者の指定する日までに貸付物件を原状に回復して発注者に返還しなければならない。ただし、発注者が原状に

回復する必要がないと認めるときは、この限りではない。

（損害賠償等）

第１６条　受注者は、この契約に定める義務を履行しないために発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（有益費の請求権の放棄）

第１７条　受注者は、第３条に規定する貸付期間が満了したとき、又は第１４条の規定により契約が解除されたときにおいて、貸付物件に投じた有益費、必要経費及びその他費用があってもこれを発注者に請求することはできない。

（契約の費用）

第１８条　この契約の締結及び履行に関して必要な費用は、受注者の負担とする。

（疑義等の決定）

第１９条　この契約について疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項が発生したときは、発注者、受注者協議のうえ、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書２通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、それぞれ１通保管する。

令和４年　　月　　日

発注者　秦野市桜町一丁目３番２号
秦野市長　　高　橋　昌　和

受注者